

# 医療費分析のお知らせ

## 国民健康保険 医療費適正化特別対策事業

市の国民健康保険(国保)では、健康管理に役立てていただくため、「医療費適正化特別対策事業」を実施しました。この事業の主なもの、みなさんの医療費に関するデータを基に「医療機関別の受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析事業」です。その分析結果から「入院者の医療状況」についてお知らせします。

### 入院者の医療状況

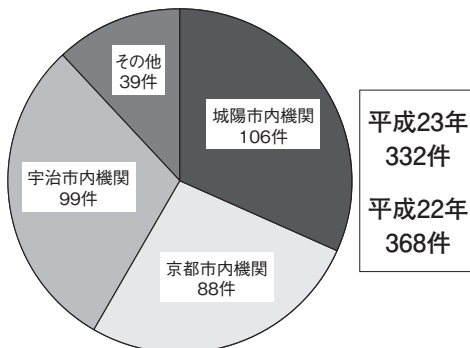
平成23年5月診療分の入院者の医療状況は次のとおりです。

入院者の受診件数は、短期入院は332件(図①参照)で、前年同月と比較すると36件(9.8%)の減となっています。また、長期入院は73件(図②参照)で前年同月と比較すると14件(23.7%)の増となっています。

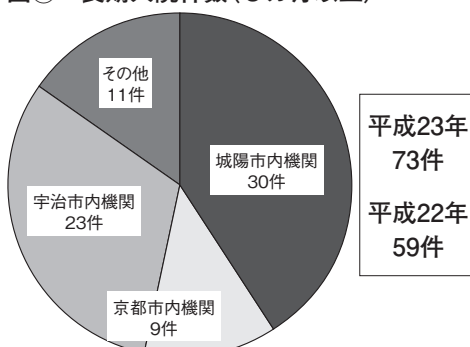
短期入院と長期入院を合わせると405件で、前年同月と比較すると2件(5.1%)の減となっています。

保険医療機関所在地別(入院件数の状況(5月診療分))

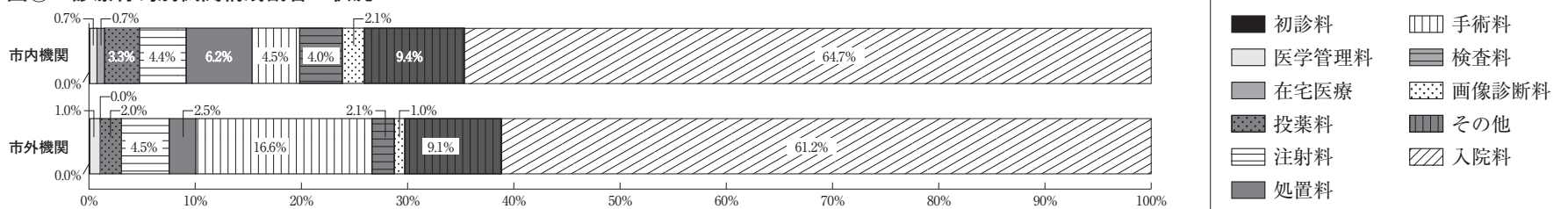
図① 短期入院件数(6カ月未満)



図② 長期入院件数(6カ月以上)



図③ 診療行為別機関構成割合の状況



### 国民健康保険料(特別徴収分)の仮徴収について

平成24年度の国民健康保険料(国保料)の仮徴収が、4月支給分の年金から始まります。対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料特別徴収仮徴収額決定通知書」を送付します。

#### 対象者

- ①平成24年1月31日時点で、国保料を年金から支払われている世帯主
- ②平成23年4月2日〜10月1日の間に65歳に達した世帯主および国民健康保険に加入された65歳以上の世帯主で次の特別徴収の条件を満たす人

#### 特別徴収の条件

世帯内の国保加入者がすべて65歳以上かつ世帯主の年金が年額18万円以上の場合であり、世帯主の介護保険料と国保料の合計が年金額の2分の1を超えていないこと

#### 支払方法の変更について

特別徴収(年金からの天引き)により国保料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、国保料の支払方法を口座振替に変更することが出来ます。

- ①金融機関への届出  
口座振替への変更には  
・通帳、通帳届出印  
・被保険者証または特別徴収決定通知書(仮徴収額決定通知書)
- ②国保医療課への届出

・被保険者証  
・印かん  
・口座振替依頼書控え  
が必要です。  
3月末までに届出をされた場合、6月以降支給分の年金からの天引きを中止できます。

### 所得のない人も申告を

所得税や市府民税の申告義務がない人でも国保料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課窓口でご相談ください。

### 国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3カ月・6カ月・12カ月などの短期被保険者証の交付になります。

### 医療費の節減にご協力ください

- ①かかりつけ医をもちましょう
  - ②休日や夜間の受診はなるべく控えましょう
  - ③一つの病気で複数の医療機関を紹介なく受診するのはやめましょう
  - ④薬をたくさん欲しいのはやめましょう
  - ⑤ジェネリック医薬品を使いましょう
  - ⑥特定健診・特定保健指導を利用しましょう
  - ⑦お医者さんを信頼して、指示を守りましょう
  - ⑧柔道整復師(整骨院・接骨院)・鍼灸師は正しく受診しましょう
- ※ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により新薬と効き目や安全性が同等と認められた、新薬よりも安価な薬です。
- 「ジェネリック医薬品希望カード」は国保医療課窓口でも配布しています。ぜひご利用ください。

### 70~74歳の医療費の負担について

70~74歳の人の窓口負担が、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間、1割に据え置かれます。現在、「2割(平成24年3月31日まで1割)」と記載された高齢受給者証をお持ちの人には、間もなく4月以降に使用していただく新しい高齢受給者証を送付します。※3割負担の人にも同様に新しい高齢受給者証を送付します(負担割合は変わりません)

### 非自発的失業者の国保料

会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料が軽減される場合があります。

○対象者  
①平成22年3月31日以降  
・雇用保険受給資格者証  
・印かん

※「雇用保険特別受給資格者証」「雇用保険高齢年齢受給資格者証」をお持ちの人は対象となりません

○申請に必要なもの  
・被保険者証  
・雇用保険受給資格者証  
・印かん

高額療養費の申請について

1カ月の支払い額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として後から支給されます。この支給を受けるためには申請が必要で...

○申請に必要なもの
・被保険者証
・印かん
・領収書
・振込先の分かるもの(通帳など)
入院のほか、外来・調剤金額により、外来・調剤も該当する場合があります。申請には、お支払い金額の確認が必要...

日からは、外来の場合でも「限度額適用認定証」により、個人単位で、一つの医療機関窓口でのお支払が限度額までとなり...
医療と介護の高額合算制度について
基準日である平成23年7月31日時点で、国民健康保険に加入していた人にお知らせします。
同じ世帯で算定期間(平成22年8月1日から平成23年7月31日まで)の1年間に支払った国保と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に、その超えた金額(500円を超える場合)を支給します。限度額は(表1)のとおりです。
該当する場合には国保医療課の窓口で手続きをお願いします。

(表1) 医療と介護の高額介護合算制度に係る負担限度額表

Table with 3 columns: 区分, 国民健康保険+介護保険 (70歳~74歳, 70歳未満), 現役並み所得者/上位所得者, 一般, 非課税 (区分II, 区分I).

※区分Iで、介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、区分IIの限度額が適用されます

用語説明

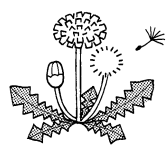
現役並み所得者：70歳以上で3割負担の人
上位所得者：70歳未満で国保料算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯の人
区分II：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯の人
区分I：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で所得がない世帯の人
一般：上記以外の人



出産育児一時金の直接支払制度

出産育児一時金の直接支払制度とは、国保加入者が出産するときに、事前に加入者が医療機関などと代理契約を結ぶことにより、出産育児一時金が直接市国保から医療機関などに支払われる制度です。出産のためにあらかじめ多額の現金を用意する必要がなく、窓口での負担が軽減されます。
直接支払制度の利用を希望される場合は、医療機関などで申し出て下さい。なお、直接支払制度に対応していない医療機関もありますので、その場合は出産前に国保医療課窓口でご相談ください。

は、出産後国保医療課へ出産育児一時金の申請をしてください。この場合は、医療機関などの窓口で医療費を全額自己負担していたとき、申請後、出産育児一時金を市国保からお支払することになります。
退職者医療制度について
退職者医療制度とは、退職被保険者の自己負担以外の医療費が被用者保険の拠出金と退職被保険者の保険料によりまかなわれる制度です。
また、直接支払制度の利用を希望されない場合は、



第三者行為は届出を

交通事故などが原因で第三者行為といえます(第三者行為とは、ケガや病気になった時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。
国保へ届け出る前に示談をした場合は、その取り決めに優先され、国保が使えなくなり、国保が必ず示談をする前に届出をしてください。
医療費は、国保で一旦支払い、後で市から加害者に請求を行います。

特定保健指導を 実施中

平成23年6月から10月まで実施していた特定健康診査を受診した人および城陽市国保の補助を受けて人間ドックを受診した人で、健康診査の結果から保健指導が必要と判定された人には、市から「特定保健指導」の案内文書を送付しています。
生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。
また、保健センターで健康相談(要予約)や訪問指導も実施しています。
特定保健指導に該当しない人でもお気軽にご相談ください。
また、65歳になると、一般の国民健康保険被保険者証に変更となります。
一般の被保険者証は誕生月の下旬に送付します。
詳しくは、国保医療課 ☎(56) 4038へ お問い合わせください



国保加入・喪失の手続き

他の健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、なるべく早く国保医療課に届け出て下さい。
国保に加入する場合は、他の健康保険の資格喪失後14日以内に届出が無いと、届出日からしか保険の給付が受けられません。また、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼって(最長2年)国保料を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。
国保から他の健康保険に加入した場合も必ず届出をお願いします。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。
他の健康保険への加入後に国保の被保険者証を使用し医療機関にかかると、国保で負担した費用を全額請求することになります。

国民健康保険への届出は14日以内!!

Table with 2 main columns: 国保をやめるとき, 国保に入るとき. Sub-columns include: 生活保護を受けるようになったとき, 外国人が入るとき, 職場の健康保険に入ったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者になったとき, 国保の被保険者が死亡したとき, 生活保護を受けるようになったとき, 外国人がやめるとき, 退職者医療制度の対象となったとき, 市内で住所が変わったとき, 世帯主や氏名が変わったとき, 世帯が分かれたり、いっしょになったとき, 修学のため、別に住所を定めたとき, 被保険者証をなくしたときあるいは汚れて使えなくなったとき.

高齢受給者証などの受給者証や、限度額適用認定証などの認定証をお持ちの人は被保険者証とともに持参してください
※制度改正により、平成24年7月9日に変更が予定されています